

佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共用給水管の老朽化による出水不良及び漏水を解消し、もって本市の水道の安定した給水を図るため、共用給水管の布設替え（以下「布設替工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、共用給水管とは所有者の異なる2戸以上の家屋に給水している給水管をいう。ただし、複数の給水管を1本にまとめ所有者の異なる2戸以上の家屋に給水する給水管を布設する場合は、当該複数の給水管を共用給水管とみなす。

(補助金の交付の対象)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備する布設替工事（以下「補助事業」という。）に対して補助金を交付する。

- (1) 共用給水管が道路に布設されている場合にあつては、当該道路の幅員が1.8メートル以上であり、道路境界が明確で、かつ、支障なく布設替工事ができること。
- (2) 共用給水管が公有水面上に布設されている場合にあつては、当該公有水面の占用の許可を受けており、かつ、支障なく布設替工事ができること。
- (3) 共用給水管又は道路の敷地に係る所有権、公有水面に係る権限その他の権利等を有するすべてのものから布設替工事の施行に対して同意又は許可が得られていること。
- (4) 布設替工事を行う道路内又は公有水面上に複数の共用給水管が存在するときは、当該複数の共用給水管を1本にまとめる事業計画となっていること。
- (5) 布設替工事に係る共用給水管から給水を受けて、水道を使用している者の全員が水道料金を完納していること。
- (6) 共用給水管について、次のいずれかの老朽化の現象がみられること。
 - ア 赤水の発生が顕著であること。
 - イ 管体の孔食や継手からの漏水等、出水不良が顕著であること。
 - ウ その他布設替工事が必要であると管理者が認めた著しい老朽化がみられること。
- (7) 同一の年度内において、この要綱に規定する全ての手続が完了する見込みであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、布設替工事に要する工事費の2分の1以内の額（この額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項の場合において、他の補助金の交付を受ける場合は、工事費総額から他の補助金の対象となる工事費を引いた額を布設替工事に要する工事費とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者の代表申請者（以下「申請者」という。）は、布設替工事の施行前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の申請があったときは、審査を行い速やかに補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(工事の施行)

第7条 申請者は、補助金の交付が決定されたときは、速やかに補助事業を施行しなければならない。

(工事の変更等)

第8条 申請者は、補助金の交付が決定された後、工事を中止し、または工事内容を変更しようとするときは、補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の可否の決定)

第9条 管理者は、前条の申請があったときは、審査を行い速やかに、変更の可否を決定し、補助金交付変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(工事完了届兼実績報告)

第10条 申請者は、工事が完了したときは、30日以内に、工事完了届兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し
- (4) 工事の請求書の写し

- (5) 工事工程写真
- (6) 出来高管理図
- (7) その他管理者が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 管理者は、前条の規定により工事完了の旨及び実績報告を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後、申請者に対して交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第13条 申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他管理者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(遂行状況の調査等)

第14条 管理者は、申請者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行状況の調査をし、又は報告を求めることができる。

(交付の取消し)

第15条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に基づく管理者の指示に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、申請者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の返還)

第16条 前条の場合において、管理者は、当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業の受益者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産その他管理者が指定する財産を管理者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に

反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業の受益者が補助金の全部に相当する金額を市に納入したとき、並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して管理者が定める期間を経過したときは、この限りでない。

(関係書類の整備)

第18条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(様式の特例)

第19条 管理者は、この要綱に定める様式により難い事情があると特に認めるときは、これを変更することができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

佐賀市上下水道事業管理者

代表申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
補助事業の 目的及び内容				
補助事業 の経費所要金額				円
交付申請金額				円
補助事業の 完了予定年月日	年 月 日			
他の補助金申請の有無	有 ・ 無			
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他管理者が必要と認める書類			

様式第2号（第6条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申請のあった工事については、次のとおり決定したので、佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
補助事業工事の可否		可 ・ 否		
交付予定金額		円		
否決の理由				
交付条件				

様式第3号（第8条関係）

補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）

佐賀市上下水道事業管理者

代表申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
補助事業の変更の内容				
変更の理由				
補助事業の変更後の経費所要金額				円
変更後の交付申請金額				円
変更の年月日		年 月 日（予定）		
添付書類				

様式第4号（第9条関係）

補助金交付変更通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀市上下水道事業管理者



年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
補助事業の変更の内容				
変更後の交付予定金額				円
変更後の交付条件				
変更の理由				

様式第5号（第10条関係）

工 事 完 了 届 兼 実 績 報 告 書

年 月 日

（あて先）

佐賀市上下水道事業管理者

代表申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
工事完了日	年 月 日			
交付予定金額				円
補助事業の経費確定金額				円
交付請求金額				円
添付書類	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) 工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し (4) 工事の請求書の写し (5) 工事工程写真 (6) 出来高管理図 (7) その他管理者が必要と認める書類			

様式第6号（第11条関係）

補助金確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

佐賀市上下水道事業管理者



年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
交付予定金額				円
補助事業の 補助対象金額				円
補助金の交付確定金額				円

様式第7号（第12条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）
佐賀市上下水道事業管理者

代表申請者 住所
氏名 ⑩
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり請求します。

補助年度	年度	工事の場所	佐賀市	地内
補助金の交付確定金額		円		
交付請求金額		円		
振込先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 店 信組		
	口座番号	当座・普通		
	(フリガナ)			
	口座名義人			

様式第8号（第16条関係）

補助金返還命令書

指令第 号
年 月 日

様

佐賀市上下水道事業管理者



佐賀市水道事業共用給水管布設替事業費補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
補 助 年 度	年度	工 事 の 場 所	佐賀市	地内
補助金の交付確定金額				円